

2020年（令和2年）11月27日

社会福祉施設管理者の皆様

明石市感染対策局長 違口 哲也  
明石市福祉局長 佐野 洋子

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底について（依頼）

平素は本市行政にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染が収束しない中、日々、感染のリスクと向き合いながら、社会福祉の最前線でご尽力いただいている皆様に心から感謝申し上げます。

現在、国内の新型コロナウイルスの新規感染者が一日当たり2,000人を超えるなど、感染拡大の傾向が続いており、兵庫県においても、連日100人以上の新規感染者が発生していますが、このままの状態が続くと、医療提供体制のひっ迫を招くことになりかねません。

先日の報道にもありましたように、南あわじ市の介護老人保健施設で大規模なクラスターが発生し、60人以上の入所者、職員の感染が確認されています。

社会福祉施設等で感染者が発生した場合、職員や利用者全員が濃厚接触者となり、事業所としてサービスを継続できない事態となる可能性もあります。

管理者の皆様におかれましては、引き続き感染防止対策の徹底をしていただくとともに、入所者、職員等で発熱等の症状を呈する方がいる場合は、職員等においては出勤を控えていただき、速やかにあかし保健所内に設置の「感染したかもダイヤル（078-918-5439）」に連絡をお願いします。保健所では、有症状者について医師の判断により速やかにPCR検査を実施し、当該検査の結果、陽性が判明した場合には、当該施設の入所者及び職員等に対して幅広く検査する方針です。

皆様のご協力のもと、全力を挙げてクラスターの発生を防ぎ、もし発生した場合にも、最小限に封じ込めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

なお、感染防止対策に係る厚生労働省事務連絡のほか、「介護現場における感染対策の手引き（第1版）等について」、「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について」、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」なども市のホームページに掲載しておりますので、感染防止対策にご活用ください。

<参考>

「クラスターの早期探知・早期介入のための取組みについて（令和2年11月20日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）」（抜粋）

- 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、管理者が中心となり、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意すること。
- 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに務めること。
- 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、協力医療機関や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。速やかに施設長等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。

<参考>

明石市ホームページ「介護サービス事業者へのお知らせ」URL

[https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/k\\_kaigo\\_shitsu/kenko/kaigo/jigyosha/h29.html](https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/k_kaigo_shitsu/kenko/kaigo/jigyosha/h29.html)

明石市ホームページ「明石市よりお知らせ（障害福祉サービス等事業者）」URL

[https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/shougai\\_fu\\_ka/jigyousyo-sitei/20180219.html](https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/shougai_fu_ka/jigyousyo-sitei/20180219.html)